

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月26日

八光オートメーション株式会社

代表取締役社長 小野 和雄

経営管理部 092-611-5751

<https://www.hacmat.co.jp/>

問合せ先:

URL:

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化は経営上の重要課題であると認識しております。そのため、社内管理体制の強化と充実を図ることで、コンプライアンスを重視した企業経営を促進し、経営の健全性及び透明性の強化並びに機動的な意思決定と業務執行を実現してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小野 和雄	300,250	54.8
小野 拓雄	227,375	41.5
永津 洋之	10,000	1.8
立川 英幸	9,900	1.8
ダイシン商事株式会社	100	0.01

支配株主名	小野 和雄、小野 拓雄
-------	-------------

親会社名	該当事項はありません。
------	-------------

補足説明

支配株主である小野和雄は当社の代表取締役社長、小野拓雄は当社の専務取締役であります。

3. 企業属性 更新

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、支配株主との取引が発生する場合には、関連法規に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで、意思決定を行い、少数株主の保護に努めております。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永津洋之	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永津洋之	—	—	公認会計士として、財務及び会計に関する高度な専門知識や豊富な経験を有しており、当社の経営全般に関する助言を受けることができるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は、内部監査責任者及び監査法人と定期的な情報交換を行うなど、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱田弥亜	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱田弥亜	—	—	公認会計士として、財務及び会計に関する高度な専門知識と監査業務の経験を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言を受けることができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。 取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の責任範囲の大きさ、業績及び貢献度等を勘案した上、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする担当部署は置いておりませんが、経営管理部が取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに、事前に資料を提供し、必要に応じて事前説明を行うなどのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、任期を2年と定めております。取締役会は、原則として月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び取締役会規程で定められた事項のほか、経営に関する重要な事項を、適時適切に承認・報告・決議することで、経営判断の迅速化を図っております。

(2) 監査役

当社の監査役は、社外監査役1名で構成され、任期を4年と定めております。監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、適宜必要な意見を述べるなど、取締役の職務の執行状況を監視・検証することができる体制となっております。

(3) 経営会議

経営会議は、取締役、監査役、部門責任者で構成されております。原則として毎月1回定期的に開催しておりますが、迅速かつ確かな意思決定を確保するため必要がある場合には随時開催しております。経営会議では、取締役会へ付議する重要議題の事前審議、経営方針・経営戦略に基づいた個別の業務執行に関する意思決定、並びに業務執行の方針及び課題に関する情報共有を目的として、活発な意見交換を行っております。

(4) 会計監査 更新

当社は監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

(5) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、代表取締役社長に直接任命された内部監査担当者2名により実施しております。内部監査担当者は、それぞれ異なる部門に所属しており、クロス監査を実施しており、内部監査規程に基づき、各部門の業務の有効性、効率性及びコンプライアンスの遵守状況等について定期的に監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて、被監査部門に改善指示を行い、改善状況のモニタリングを実施しております。

また、当社の監査役は、法令、定款並びに監査役規程に基づいた監査の実施や取締役会及びその他重要な会議に出席し、適宜必要な発言を通して、取締役会における意思決定の過程及び業務実施状況を監視・検証しております。

内部監査担当者、監査役及び監査法人は、定期的な情報交換を行うなどの連携を実施することで、監査実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び企業規模を考慮し、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、適切かつ機動的な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、取締役会、経営会議及び監査役の監視・監督機能を十分発揮することができる体制であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項と考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	該現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署としてIR活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現在は規定しておらず、今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

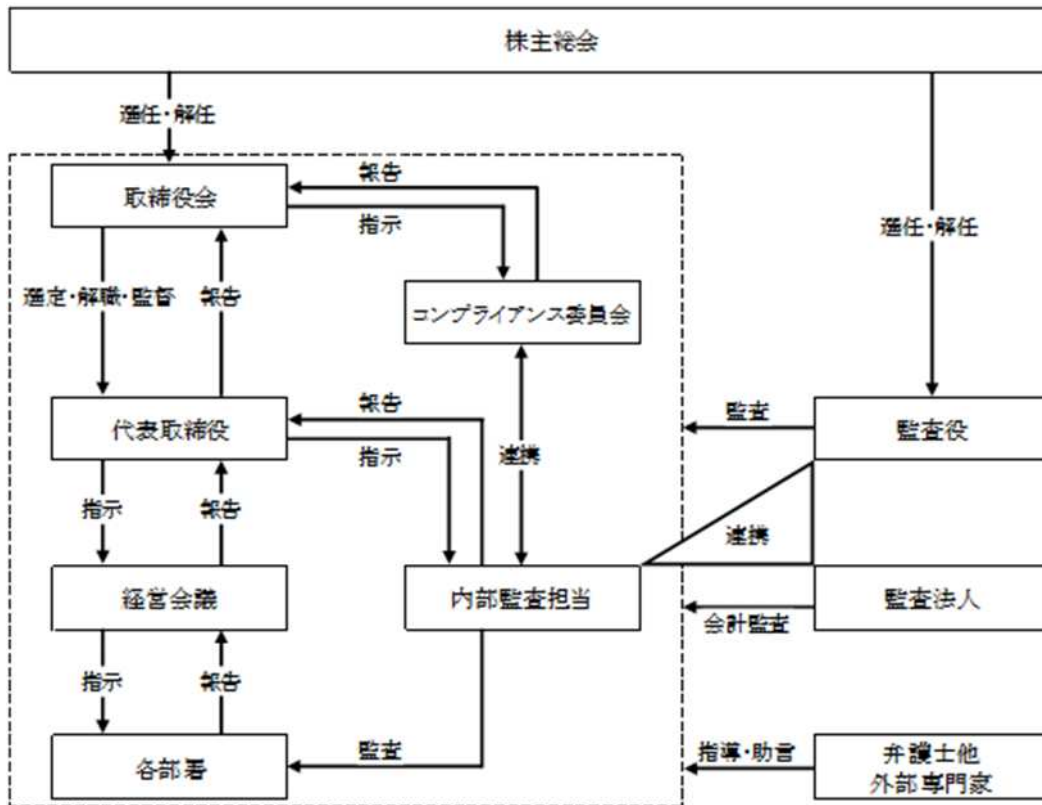
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

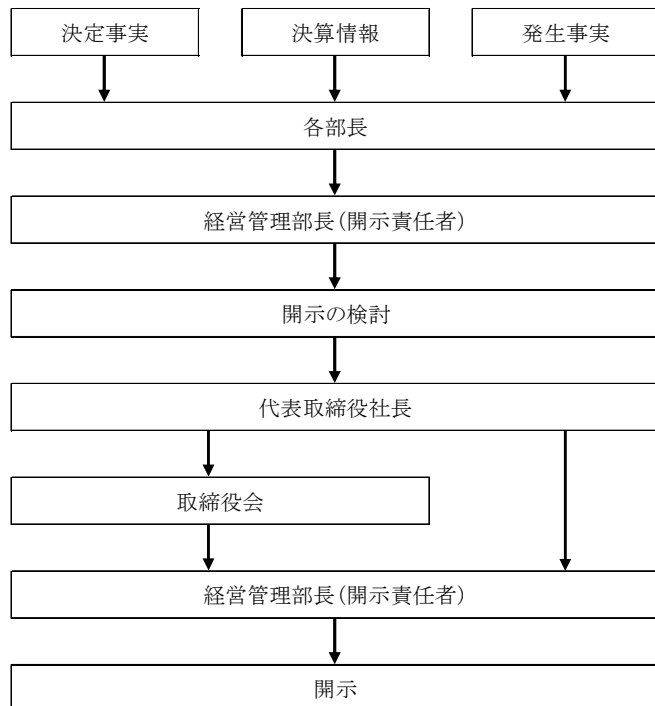
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、監査法人、内部監査担当の継続的監査を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上